

墨田区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年6月2日公布、平成30年4月1日施行）に基づき、「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）」の一部が改正（平成30年3月22日公布、同年4月1日施行）された。

この省令の一部改正により、地域密着型サービスの指定を受ける申請者の要件が緩和されたことに伴い、「墨田区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例」（以下「区条例」という。）について、所要の改正を行う必要がある。

2 改正内容

地域密着型サービスの一つである「看護小規模多機能型居宅介護」の指定を受けるためには、「法人」であることが必要であったが、新たに「病床を有する診療所を開設している者」にも要件が緩和されたことに伴い、区条例第6条の指定地域密着型サービス事業等の申請者の資格を改正する。

*病床を有する診療所

医療法においては、病院と診療所を区分し、病院は20床以上の病床を有するもの、診療所は病床を有しないもの又は19床以下の病床を有するものとしている。

3 施行期日

公布の日